平成２３年（フ）第２１号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取371番地
債務者　安森　正武
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1002番地
債務者　山本　忠弘
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３５号
静岡県下田市西本郷１丁目14番５号
債務者　井上　好夫
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第６００号
京都市右京区太秦宮ノ前町23番地４　プチメゾン華香園301
債務者　佐次　昌代
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２０号
京都府宇治市広野町宮谷24番地の25
債務者　永井　道子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８９９号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地の１　府営住宅小栗栖西団地７―401
債務者　玉井都子こと　玉井ミヤ子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１３号
京都府久世郡久御山町佐山新開地９番地、住民票上の住所京都府宇治市小倉町堀池39番地の178
債務者　齋木　栄一
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９４８号
京都府八幡市男山泉14番地10　泉マンションＡ―206
債務者　森田　幸雄
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６３号
京都市山科区大宅古海道町23番地の22
債務者　北村　美世（旧姓海部）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８５号
京都府八幡市男山八望３番地１―Ｂ47―203
債務者　田頭　美樹
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５２号
京都市山科区音羽野田町24番地の５　ジュネス音羽503号
債務者　中野　哲郎
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５３号
京都市山科区音羽野田町24番地の５　ジュネス音羽503号
債務者　中野　晴美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７３号
京都府八幡市内里宮ノ前32番地の１
債務者　武田千代美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１７号
京都市伏見区淀生津町97番地１　ケイコン社宅103
債務者　辻内　昌人
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目51番１―410号
債務者　上原　峰子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８２号
兵庫県西宮市天道町12番６―201号、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目11番６―701号
債務者　吉田　芳子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目11番１号
債務者　松本　幸枝
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５号
鳥取県米子市淀江町中間35番地９
債務者　細田　仁史
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部